

令和7年12月2日

発注者 各位

公益社団法人葛城市シルバー人材センター

「請負・委任契約に係る新たな契約方法」への移行について

日頃より、当シルバー人材センターの運営にご理解ご支援をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス法」）が令和6年11月1日に施行され、厚生労働省から全国のシルバー人材センターに向け、その法の趣旨に則った新たな契約の指針が示されました。

現行の契約方法は、シルバー人材センターを通じて会員が就業機会を受ける契約方法であるため、発注者様と会員との間に直接関係が生じる構造ではありません。

フリーランスに位置づけられるシルバー人材センターの会員が、この法律による保護を受け、安心・安全に就業できるための環境を整備する必要があるため、当センターでは請負・委任契約（シルバー派遣契約は除く。）でご利用いただく発注者様との契約方法を見直し、令和8年4月から新たな契約方法へ移行いたします。

当センターを請負・委任契約で利用される発注者様におかれましては、契約方法の変更について何卒ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、新たな契約方法の概要、基本的事項につきましては、次の資料をご覧ください。

記

1. 資料

（1）発注者様向けリーフレット

- ・シルバー人材センターの契約関係を見直します
- ・契約方法の見直しによる現行との変更点
- ・料金の一部について消費税の課税関係が変わります【重要】
- ・特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法）の概要

（2）新たな契約方法（イメージ図）

2. 移行時期 令和8年4月1日

※お問い合わせ先

公益社団法人葛城市シルバー人材センター
葛城市加守833番地 電話 0745-48-5003